

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 健康福祉政策課	
許 認 可 等 名	社会福祉法人の吸収合併の認可	
根 拠 法 令	社会福祉法	
根 拠 条 項	第50条第3項	
連 絡 先	(電話 621-5563)	
審 査 基 準	基 準	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	令和3年4月1日設定 (令和 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	未設定 過去に申請がなく、また将来的にも稀であるため、あらかじめ処理期間を設置することは困難である。
	設定等年月日	令和3年4月1日設定 (令和 年 月 日最終変更)